

沖ノ島環境保全協力金受付業務及び環境保全業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和7年4月

館山市

【 目次 】

1	事業の概要	1
2	参加資格	1
3	公募手続き	2
4	提出書類	3
4-1	提出に係る留意事項	3
5	審査・公表	5
6	提出・問合せ先	6

1 事業の概要

(1) 業務名

沖ノ島環境保全協力金受付業務及び環境保全業務委託

(2) 業務目的

南房総国定公園の第1種特別地域に指定され、海岸植生豊かな極相林である「沖ノ島」の自然を、未来の子供たちに引き継ぐための活動及び沖ノ島海水浴場開設費用に役立てることを目的に実施する沖ノ島環境保全協力金(以下「協力金」という。)に係る受付業務及び沖ノ島の環境保全業務を委託する。

(3) 業務内容

「沖ノ島環境保全協力金受付業務及び環境保全業務委託仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日 ～ 令和8年3月26日

(5) 提案上限額

3,111,000円

※上限額には消費税及び地方消費税を含む。

※沖ノ島環境保全協力金受付業務及び環境保全業務委託仕様書8(2)の上乗せ分を含まない。

2 参加資格

次の①～④を満たす法人又はその他の団体(以下、「団体」という。)

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定及び次のいずれにも該当しない団体
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない団体
 - イ 対象業務の入札日前6ヶ月以内に手形又は小切手の不渡りを出した団体
 - ウ 会社更生法の適応を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない団体
 - エ 民事再生法の適応を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない団体
- ② 館山市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に定める暴力団排除措置要件に該当しない団体
- ③ 国税、都道府県民税及び市区町村税の滞納がない団体(令和3～5年)
- ④ 「沖ノ島環境保全協力金受付業務及び環境保全業務委託仕様書」のとおり業務遂行できる団体

3 公募手続き

(1) 実施スケジュール

内 容	期 日
事業公告	令和7年4月4日
参加申請書（企画提案書）受付期間	令和7年4月4日 ～令和7年5月1日 午後5時（必着）
質疑受付期限	令和7年4月18日 午後5時（必着）
質問回答期限	令和7年4月23日
参加資格確認結果通知	令和7年5月8日
提案審査	令和7年5月14日（予定）
審査結果の公表	令和7年5月21日（予定）

※ 提案審査の日程・場所は、「4 提出書類（2）①団体概要書」に記載されたメールアドレス宛てに、別途通知します。

※日程は市の都合により変更することがあります。

(2) 申請受付

① 受付期間

令和7年4月4日（金）から5月1日（木）午後5時まで（必着）

② 提出部数・提出方法

※「4 提出書類、4-1 提出に係る留意事項」参照

(3) 質問の受付・回答

本公募に関する質問については、次のとおり受付及び回答を行います。

なお、受付期間を過ぎて提出された質問及び受付方法と異なる方法で提出された質問は、一切受け付けないものとします。

① 受付期間

令和7年4月4日（金）から4月18日（金）午後5時まで（必着）

② 提出方法

質問書（様式第3号）を電子メールで観光みなと課へ提出してください。

※「6 提出・問合せ先」参照

③ 回答方法

質問内容及び回答については、館山市ホームページで公開するとともに、電子メールで回答します。

(4) 参加審査

参加申請を行った者に対しては、参加資格確認終了後、令和7年5月8日までに参加資格確認結果を電子メールにて通知する。

なお、第2項に記載する提出期限までに参加申請書等を提出しない者又は審査の結果参加資格がないと認められた者は、本公簿に参加することはできない。

また、参加資格確認結果の通知後、契約締結までの間において、通知を受けた者が前記の資格要件を満たさなくなったとき又は参加申請書等に虚偽の記載をしたときに該当する場合には、本公簿への参加資格を失うこととする。

4 提出書類

- (1) 館山市公募型プロポーザル参加申請書（様式第1号）
- (2) 事業者に関する書類
 - ① 団体概要書（様式第2号）
 - ① 定款、寄付行為、規則その他これらに類する書類
- (3) 業務実施体制・業務提案書（様式自由）
- (4) 見積書（任意様式）

※業務委託費総額（税込）としてください。
※事業者名・代表者名・所在地を記載し、押印したものを提出してください。
- (5) 館山市入札参加適格者名簿に未登載の事業者の場合
 - ① 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
 - ② 印鑑証明書
 - ③ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）
 - ④ 千葉県内に事業所を有する場合、千葉県税の完納証明書（納税証明書その2）
 - ⑤ 市税等完納証明書（館山市分）
 - ⑥ 財務諸表

4-1 提出に係る留意事項

- (1) 提出書類作成要領
 - ① 提出書類の用紙サイズはA4版とすること。
 - ② 文字サイズは10.5ポイント以上とし、簡潔・明瞭に記載すること。
なお、文章を補完するためにイラスト・イメージ図等の挿入を認める。
 - ③ カラー印刷での提出を認める。
 - ④ 提出書類のボリュームは問わないが、プレゼンテーション時間（30分以内）を考慮し、適正なものとする。
- (2) 提出書類の部数
 - 「4 提出書類 (3), (4)」
 - A 事業者名入り：各1部
 - B 事業者名の記載された部分がないもの：7部（冊）

※下部にページ番号を記載し、左上部を綴じること。
 - 「4 提出書類 上記以外」：各1部

(3) 提出方法

観光みなと課 観光施設係まで郵送又は持参してください。

※ 郵送の場合は、必ず書留（簡易書留可）又はレターパック

※ 「6 提出・問合せ先」参照

(4) その他

- ① 申請に係る経費は、すべて事業者の負担とします。
- ② 提出された書類は返却しません。
- ③ 提出された書類の内容を変更することはできません。
- ④ 次に掲げる場合に該当した場合は、当該申請は失格又は無効とします。
 - ア 提出された書類に虚偽の記載があったとき
 - イ 事業者による業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき
- ⑤ 提出された申請書類等について、本公募以外の目的では使用しません。
- ⑥ 本公募の内容に関する情報公開が求められた場合は、「館山市情報公開制度」に基づき処理を行うものとします。

ただし、公開により対象事業者に不利益を与えることが明らかなものについては、非公開とします。
- ⑦ 著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則事業者が負うものとします。
- ⑧ 事業者の提出する書類の著作権はそれぞれの事業者に帰属します。

ただし、市は本審査実施に関する報告等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

また、本市と契約締結に至った事業者の提出書類については、契約の仕様書に盛り込む等の利用が行われ、必要により公表されることがあります。

5 審査・公表

(1) 審査方法

「沖ノ島環境保全協力金受付業務及び環境保全業務委託プロポーザル審査会」において、提案についてのプレゼンテーション（30分以内）、質疑応答（15分程度）を行い、最も優れた事業者を決定します。

※出席者は合計3人以内とし、業務を受託した場合の担当責任者が出席すること

※必要な機器等は事業者が用意すること（プロジェクター及びスクリーンは市が用意）

(2) 審査基準

評価項目	評価基準	配点
1 事業者に関する項目（配点10点）		
業務実績	本業務又は類似業務の実績等から適切かつ着実に沖ノ島環境保全協力金受付業務及び環境保全業務委託が遂行可能であるか。	10点
2 業務内容に関する項目（配点60点）		
提案内容① 協力金の受付	どのような体制で協力金の受付を実施するのか。また、チラシや協力証（兼領収書）の作成はどのように行うのか。	15点
提案内容② 人員確保	どのようにして人員の確保をするか。	5点
提案内容③ 従事者への教育	従事者への教育はどのように行うか。	10点
提案内容④ 調整能力	協力金の受付中や環境保全作業中に来訪者からの苦情、問題等が発生した場合にどのように対応するか。	10点
提案内容⑤ 安全管理	環境保全作業中の作業員及び来訪者の安全管理はどのように行うのか。	10点
提案内容⑥ その他	沖ノ島環境保全協力金受付業務及び環境保全業務の遂行にあたり、提案内容①～④以外の提案。 例）・協力金の受領率を上げるための対策 ・提案者独自の環境保全への取組み	10点
3 見積価格及びインセンティブ制度による上乗せ率に関する項目（配点30点）		
価格評価	「② 価格評価（相対評価）」参照 ※自動計算項目	30点
合計		100点

① 評価方法は「絶対評価」とし、採点基準は以下のとおり。

判断基準	乗 率	15 点満点	10 点満点	5 点満点
創意・工夫があり、特に優れた内容である	× 1. 0	1 5 点	1 0 点	5 点
優れた内容である	× 0. 8	1 2 点	8 点	4 点
平均的な内容である	× 0. 6	9 点	6 点	3 点
仕様は満たしているが、内容が乏しい	× 0. 4	6 点	4 点	2 点
提案が出来ていない	× 0. 0	0 点	0 点	0 点

※「価格評価（自動計算項目）」を除く評価項目の点数（配点70点）について、審査委員全員の平均点が42点（平均的な内容）未満の事業者は失格とする

② 価格評価（相対評価）

最も提案金額が低い団体（A）：30点

他の団体：（Aの金額/当該団体の金額）×30点 小数点以下第2位四捨五入

③ 総合得点

「審査委員全員の平均点（小数点以下第2位四捨五入）＋価格評価点」の得点上位の提案者から順位付けを行い、第1位の者を優先交渉権者とする。

④ その他

ア 参加団体が1団体であっても業務受託者の候補者を選定する。

ただし、「価格評価（自動計算項目）」を除く評価項目の点数（配点70点）について、審査委員全員の平均点が42点（平均的な内容）以上の場合に限る。

イ 審査結果について異議申し立ては認めない。

(3) 審査結果の公表

審査結果は、館山市ホームページにて公表します。

（令和7年5月21日を予定）

6 提出・問合せ先

館山市経済観光部 観光みなと課 観光施設係

担当：細田・船水

〒294-0036 千葉県館山市館山1564-1（“渚の駅” たてやま内）

電 話 0470-22-3346（直通）

M a i l kanko@city.tateyama.chiba.jp

持参受付 8：30～17：00（土・日・祝日を除く）